

船舶事故等調査報告書

平成21年1月8日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008広第42号	
事故等名	旅客船第拾五小浦丸衝突(棧橋)	
発生年月日時刻	平成20年9月24日 18時12分	
発生場所	広島県尾道港 土堂1丁目の棧橋	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年10月29日 広島・地方事故調査官が海難事故報告書を精査し、 船舶所有者に損傷状況についての照会及び電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	A 旅客船第拾五小浦丸 92トン	
船舶番号(IMO 番号)	127197	
船舶所有者等	個人所有	
船種・船名・総トン数	B	
船舶番号(IMO 番号)		
船舶所有者等		
乗組員等に関する情報	A 船長 二級海技士(航海) 機関長 六級海技士(機関)	
	B	
負傷者	A船 負傷者 なし	
	B船	
損傷	A船 ランプゲート下部に凹損	
	棧橋 損傷なし	
事故等の経過	<p>旅客83名、車両4台、乗組員3名を載せ、平成20年9月24日18時10分、尾道市向島町小歌島の棧橋を発し、尾道市土堂1丁目の棧橋に向かった。同時12分、機関長が操舵にあたり、同尾道側棧橋に西側から西寄りの潮流に乗って着棧中、斜めの角度でランプゲート下部が棧橋に衝突し、ランプゲート下部に設置した波よけカバーに凹損が生じた。</p> <p>ランプゲート下部の損傷については、船舶所有者に照会したところ、現在、鉄板の波よけカバーを外して運航中。</p>	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 棧橋の近くでは西寄りの潮流が強かったこと 着岸時の操船が適切ではなかったこと
原因	本件棧橋衝突は、着岸時の操船が適切ではなかったことが関与した可能性があると考えられる。	